

文教福祉常任委員会会議録

令和8年6月8日

寒 川 町 議 会

出席委員 黒沢委員長、青木副委員長

山上委員、馬谷原委員、横手委員、吉田委員、福岡委員、山田委員、橋本委員、太田委員
岸本議長

説明者 宮崎子ども育成部長、徳江保育幼稚園課長、中島副主幹
上村学校教育課長、高橋指導主事

案 件

(付託議案)

1. 議案第39号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 議案第40号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(付託陳情)

1. 陳情第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開催させていただきます。

本日の本委員会の案件につきましては、次第のとおり、付託議案2件、付託陳情1件でございます。

進め方につきましては、次第のとおり、付託議案の審査、付託陳情の審査の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたけれども、再度内容を説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 ご異議ないようでございますので、それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第39号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 改めまして、おはようございます。本日は、子ども育成部から2件の付託議案のご審査をお願いいたします。

まず、付託議案1、議案第39号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江保育幼稚園課長から、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第39号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

条例改正の背景でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律、令和7年法律第29号の一部施行に伴い、今まで国家戦略特別区域法の区域のみで認められていた国家戦略特別区域小規模保育事業が、全国的に満3歳以上限定小規模保育事業として創設されました。令和8年2月13日に、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、令和8年内閣府令第3号が公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正がされ、満3歳以上限定小規模保育事業の運営基準を加える改正が行われたので、その基準に準じて市町村で定める寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして新旧対照表によりご説明いたします。タブレット資料28分の10ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。

目次につきましては、第3章第3節に後ほどご説明いたします第51条の2を新たに加えることに伴い、現行の「・第52条」を「一第52条」に改めるものでございます。

第2条は定義を定めておりますが、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、同条第6号の「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、同号本文において、同項第3号に掲げる事業を除くとして満3歳以上限定小規模保育事業を除く内容に改め、新たに満3歳以上限定小規模保育事業を定義する同条第6号の2を改正案に記載の内容で加えるものでございます。同条第11号の2から同条第11号の4までは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、その後の条文において引用する用語として、改正案の各号に記載のとおり加えるものでございます。

次のタブレット資料28分の11ページにかけて、第6条第2項は、現行の「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を第2条で定義する「教育認定子ども」に改めるものでございます。

同条第3項では、「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を第2条で定義している「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改めるものでございます。

第7条は、あっせん、調整及び要請に対する協力について定めております。同条第2項中、現行の「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を第2条で定義している「保育認定子ども」に改めるものでございます。

タブレット資料28分の12ページから13ページにかけまして、第13条は、利用者負担額等の受領について定めております。同条第4項第3号は、食事の提供に要する費用について定めておりますが、アの（ア）中、現行の「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

を第2条で定義している「教育認定子ども」と改め、（イ）中、現行の「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」も同様に第2条に定義している「満3歳以上保育認定子ども」と改めるものでございます。同項第3号イ（ア）中、現行の「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」は定義に合わせて「教育認定子ども」に、（イ）中、現行の「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」も定義に合わせて「満3歳以上保育認定子ども」と改めるものでございます。

次の第15条は、特定教育・保育の取扱い方針を定めており、同条第1項第1号では、現行の「この号及び次号において」を削除いたします。

タブレット資料の28分の14ページをご覧ください。第25条は、虐待の禁止について定めております。本文中の幼稚園について、学校教育法第1号に規定する幼稚園であることが明確になるように、「学校教育法第1条に規定する」を加え、現行の「学校教育法」を「同法」に改めるものでございます。

タブレット資料28分の15ページにかけて、第35条は特別利用保育の基準を定めておりますが、同条第1項中、現行の「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を定義に合わせて「教育認定子ども」と改めるものでございます。同条第2項中、現行の「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を定義に合わせて「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」も定義に合わせて「満3歳以上保育認定子ども」に改めるものでございます。

タブレット資料28分の15ページの同条第3項中、現行の「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を定義に合わせて「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に改め、定義への置き換えと特別利用保育を提供する場合の前節の規定を適用する際の読替えについて改めるものでございます。次の改正も前節の規定を適用する際の読替規定の条文の整理でございますが、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」と改め、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」と改めるものでございます。

タブレット資料28分の16ページにかけて、第36条では、特別利用教育の基準を定めております。同条第1項の現行の「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を定義に合わせて「満3歳以上保育認定子ども」と改め、同条第2項中、現行の「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を定義に合わせて「教育認定子ども」に改めるものでございます。

タブレット資料28分の16ページの同条第3項中、現行の「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を定義に合わせて「教育認定子ども又は満3歳以上保

育認定子ども」と改めるものでございます。次の現行の「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」と改め、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」と定義に合わせて改めるものでございます。

タブレット資料28分の17ページにかけて、第37条は、特定地域型保育事業の運営に関する基準の中で、利用定員に関する基準を定めております。同条第1項は、小規模保育事業A型、B型、C型の定義をするに当たり引用している家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号のそれぞれの条について、「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改めるものでございます。

タブレット資料28分の18ページにかけて、同条第2項は、特定地域型保育事業者が利用定員を定めることについて、満3歳以上限定小規模保育事業者を除く旨を加えるとともに、区分する事業所ごとの内容を本文から号ごとへの記載に改めるものでございます。第1号は家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業、第2号は事業所内保育事業に記載の利用定員で満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもの区分において定めるものとしております。同条第3項は、満3歳以上限定小規模保育事業者に限る内容として、特定地域型保育事業者が事業者ごとの利用定員を定めることについて新たに加えるものでございます。

次の第39条は、正当な理由のない提供拒否の禁止等を定めております。同条第2項中、現行の「特定地域型保育事業者」の後に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、この章における満3歳未満保育認定子どもから特定満3歳以上保育認定子どもを除くことについて、第43条第1項を除くことを加えるものでございます。

タブレット資料28分の19ページにかけて、同条第3項は、満3歳以上限定地域型保育事業者に限る特定地域型保育事業者は、利用申込み人数と現に利用する人数の総数が当該特定地域型保育事業所の利用定員の総数を超える場合には、保育の必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考する旨の規定を新たに加えるものでございます。次の現行の同条第3項及び第4項をそれぞれ第4項及び第5項とし、第4項は第3項を加えたことにより、現行の「前項」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に改めるものでございます。同条第5項は、現行の「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」と定義に合わせた改正でございます。

次の第40条は、あっせん、調整及び要請に対する協力について定めております。同条第2項中、現行の「満3歳未満保育認定子ども」を定義に合わせて「保育認定子ども」に改めるものでございます。

タブレット資料28分の20ページにかけて、第41条は、心身の状況等の把握について定めております。本文中、現行の「満3歳未満保育認定子ども」を定義に合わせて「保育認定子ども」と改めるものでございます。

第42条は、特定教育・保育施設との連携について定めております。同条第1項第1号中、現行の「満3歳未満保育認定子ども」を定義に合わせて「保育認定子ども」に改めるものでございます。同条第3号は、特定地域型保育事業者から満3歳以上限定小規模保育事業者を除き、改正後の第6項、第7項及

び第12項において同じとする旨を加えるとともに、特定地域型保育から満3歳以上限定保育を除き、改正後の第6項及び第12項において同じとする旨を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削除し、第37条第2項の改正に伴う条文整理等を行うものでございます。

タブレット資料28分の21ページの同条第7項は、現行の「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に表記を改めるものでございます。改正案の同条第8項は、満3歳以上限定小規模保育事業が5歳までを対象とすることから、「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。」と加えるものでございます。同条第8項を加えたことにより、第8項から第11項を繰り下げ、第9項から第12項と改めるものでございます。

次の第43条は、利用者負担額等の受領について定めており、同条第1項中、現行の教育・保育給付認定保護者の後に、「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者に限る旨を加えるものでございます。

タブレット資料の28分の22ページにかけて、第46条は運営規程について定めるもので、同条第7号は、特定地域型保育事業者が運営規程に定めるべき重要事項のうち、利用に当たっての留意事項として、第39条第3項に規定する選考の内容を含めるよう改めるものでございます。

次の第47条は、勤務体制の確保等について定めております。同条第1項中、現行の「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同条第2項中、現行の「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に定義に合わせて改めるものでございます。

次の第49条は、記録の整備について定めております。同条第2項中、現行の「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に定義に合わせて改めるものでございます。

タブレット資料28分の23ページにかけて、第50条については条文の準用について定めており、同条本文中、現行の「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を定義に合わせて「教育認定子ども」に、「法第27条第1項の」を「法第27条第1項に規定する」に、「第50条において準用する」を削除するものでございます。次に、「と読み替える」を第25条の読替えに係る内容に改正するものでございます。

タブレット資料28分の25ページにかけて、第51条は、特別利用地域型保育の基準を定めております。同条第1項は、「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に、同条第2項中、現行の「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を定義に合わせて「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に改め、条文の整理を行うものでございます。

タブレット資料28分の24ページをご覧ください。現行の「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を定義に合わせて「満3歳以上保育認定子ども」に改めるものでございます。

タブレット資料28分の25ページにかけて、同条第3項は、特別利用地域型保育を提供する場合に、この章のほかの条文の規定を適用する際の読替えについて定めておりますが、第51条の2を加えることや適用する規定に第37条第3項等を加えること等に伴う条文の整理を行うとともに、定義された用語への置き換え及びその他の条文整理を行うものでございます。

新たに加える第51条の2は、満3歳以上限定小規模保育事業者に限定した特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合について定めるもので、同条第1項は、子ども・子育て支援法第46条第1項に規定する認可基準の遵守について、同条第2項では、特別利用地域型保育に係る教育認定子どもと現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が利用定員の数を超えないことについて、次のタブレット資料28分の26ページから27ページにかけまして、同条第3項では、特別利用地域型保育を提供する場合に、この章のほかの条文の規定を適用する際の読替えについて定めるものでございます。

次のタブレット資料28分の27ページから28ページにかけまして、第52条は、特定利用地域型保育の基準について定めておりますが、同条第1項は、同条でいう特定地域型保育事業者から満3歳以上限定小規模保育事業者を除く旨を加えるとともに、定義された用語への置き換えによる条文の整理を行い、第2項は、定義された用語への置き換え及び第51条の2を加えることに伴う条文の整理を行うものでございます。同条第3項は、特定利用地域型保育を提供する場合に、この章のほかの条文の規定を適用する際の読替えについて定めるものですが、さきにご説明いたしました第43条第1項の改正内容を踏まえた置き換え及び所要の条文整理を行うものでございます。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行することとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思いますが、質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、今回の条例の一部改正ですけど、児童福祉法等が一部改正されて国家戦略特別区域に限っていた3歳以上の限定の小規模保育事業とか、全国で実施可能ということなんですけど、今回寒川町で対象となる小規模保育事業所というのは何か所あるのかということと、それから、それに対して受入れの人数というのは現状どうなっているのかというところをまずお聞きします。

【黒沢委員長】 山田委員、今のは現状の寒川町内での小規模保育事業者の数を確認したいということですか。それとも、3歳以上に限定しているところを確認したいということでしょうか。

【山田委員】 現状で。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 今、寒川町内に所在している小規模保育事業につきましては2つの施設がございまして、両方ともゼロ歳児から2歳児を受入れする施設になっております。両方とも定員としては19人の定員、それぞれ19人定員を設けております。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。一応現状では2か所でゼロ歳から3歳までということで、19人の定員

だということでしたけど、これに関して、今回3歳以上の認定子どもというのかな、受入れが可能となるんですけど、これに関して、定員が19名ということになっているわけですけど、この場合、現状、今の小規模保育事業所というのは定員がどの程度になっているのか、目いっぱい入っているのか、それともまだ余裕があるのか、その辺についてちょっとお聞きます。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 今所在している2つの施設について、定員については1施設は定員19人、全員埋まっている状況ですけども、1施設についてはまだ定員を満たしていない状況でございます。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 1か所は定員もういっぱいだということで、これに対してですけど、一応定員としては6人から19人までということになると思うんですけど、これに関して、3歳以上を受け入れる場合、この定員というのは19人以上というのを受入れができるようになるのかできないのかという、それについてちょっとお伺いします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 今回のこの条例につきましては、新たに3歳から5歳児を限定とする小規模保育事業を開所することができるということになったということで、今現在ある小規模保育事業が3歳から5歳児を受けるというものではないんです。なので、新たにそういった事業を行いたいという事業者が現れましたら町として認可をする、確認をするという流れになっていきます。

以上です。

【黒沢委員長】 よろしいですかね。今のところが聞きたかったということですよ。

他に質疑はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、青木副委員長。

【青木副委員長】 国が国の制度、特区で広げていくというような説明があったんですけど、国の見解というかホームページを見ると、保育の選択の拡大というのを目的として、1つにしているんですよね。

一方で、やっぱり子どもには継続的に安定した保育環境というのも必要だというふうに思うんですけども、町はこの両方の関係をどのようにまず考えているのか伺います。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 町内の保育の待機児童の状況から見ても、今、待機児童と言われる方が低年齢児、ゼロから2歳児に多く存在している状況です。3歳から5歳児につきましては、認可の保育所もありますし、幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に通って一時預かり事業を使いながらお仕事をするということも可能であり、選択肢も多くありますので、今のところ町のほうではそういった事業の整備が必要かと言われると、必要がないというふうに思っております。

【黒沢委員長】 青木副委員長。

【青木副委員長】 そうすると、何を聞きたかったかというと、保育の選択肢の拡大ということでいろいろな選択肢が増えて、保護者というかお母さんたちとかお父さんたちに対していろいろな選択肢があるということが一番メリットかなとは思ったんですけど、ただやはり子どもが安心して過ごせる継続

的で安心した保育環境を守るということも優先しなきゃいけないかなということなんですね。町として最優先に考えるべきものとしては、制度の選択肢の拡大なのか、それとも子どもの安定した保育環境の確保なのか、基本的な考えというのをお聞かせ願いたいということです。両方なら両方でもいいんですけど、その辺のところを確認させてください。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 委員のおっしゃるとおり、子どもの立場からすれば、環境がころころ変わるということはお子さんにとってもいい状況ではないと考えております。ですので、ゼロ歳から5歳児まで、就労の要件がある保育を必要とされている方にとっては、同じ保育環境で保育ができる状況が一番よいと考えております。

【黒沢委員長】 では、よろしいでしょうか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を続けます。

次に、議案第40号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 続きまして、付託議案2、議案第40号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江保育幼稚園課長から、質疑につきましては、出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第40号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

条例改正の背景でございますが、2点ございます。1点目は、児童福祉法等の一部を改正する法律、令和7年法律第29号の一部施行に伴い、それまで国家戦略特別区域に限り認められていた満3歳以上限定小規模保育事業が全国において認められることになりました。令和8年2月13日に、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、令和8年内閣府令第3号が公布されたことによる改正でございます。

2点目は、令和6年12月20日にこども家庭庁が公表した保育政策の新たな方向性において、ニーズに応じた専門的な支援の確保、充実が必要であり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進するとされたことに伴い、令和8年3月16日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令、令和8年内閣府令第10号が公布されたことによる改正でございます。この2つの内閣府令により、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、町の基準を定める条例の一部改正

をするものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。タブレット資料15分の7ページ、新旧対照表1ページをご覧ください。

第6条は、保育所等との連携について定めておりますが、第1項は、現行の国家戦略特別区域法の規定による満3歳以上限定小規模保育事業を児童福祉法第6条の3第10項第3号に掲げる満3歳以上限定小規模保育事業と表記を改めるものでございます。同条第1項第3号は、「当該家庭的保育事業者等」の後に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加えることで、満3歳以上限定小規模保育事業者を除くとし、第6項及び第7項において同じと改めるものでございます。

タブレット資料15分の8ページをご覧ください。同条第7項は、現行の「特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」と改めるものでございます。

次の第18条は、家庭的保育事業所内部の規程について定めておりますが、同条第6号の現行の国家戦略特別区域小規模保育事業者の表記を満3歳以上限定小規模保育事業者の表記に改めるものでございます。

タブレット資料15分の9ページにかけて、第23条は、家庭的保育事業の職員について定めているものですが、同条第2項の改正は、現行の「特区法（）」を「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。）」と改めるものでございます。

第27条は本文中、現行の小規模保育事業B型と小規模保育事業C型の後に、満3歳以上限定小規模保育事業者を除く旨を加える改正でございます。

第29条は、小規模保育事業A型の職員について定めておりますが、同条第2項第3号の改正は、「特区法第12条の4第1項」を「第3号」と改めるものでございます。

タブレット資料15分の10ページをご覧ください。同条第3項では、現行の「看護師」の後に、「（以下「看護師等」という。）」を加える改正でございます。改正案の同条第4項は、保育士の数の算定に当たって、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を1人に限り保育士とみなすことができることと、当該特定理学療法士等が保育を行う場合は、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない旨を規定し、新たに加えるものでございます。

タブレット資料15分の11ページにかけて、改正案同条第5項は、前2項の規定により、看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、前項ただし書による支援を受けることができる体制を確保しなければならない旨の規定を新たに加えるものでございます。

第31条は、小規模保育事業B型の職員について定めております。同条第2項第3号の改正は、「又は特区法第12条の4第1項」を削る改正でございます。

タブレット資料15分の11ページから12ページにかけて、同条第3項の改正、第4項及び第5項を加える改正は、先ほどの第29条の小規模保育事業A型の職員の改正と同様の改正でございます。

第35条は、小規模保育事業C型の利用定員について定めております。児童福祉法の改正に伴い、本文中、現行の「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改めるものでございます。

第44条は、保育所型事業所内保育事業所の職員について定めております。同条第3項の改正、第4項及び第5項を加える改正は、先ほどの第31条の小規模保育事業B型の職員の改正と同様の改正でございます。

タブレット資料15分の13ページにかけて、第47条は、小規模型事業所内保育事業所の職員について定めております。同条第3項の改正、第4項及び第5項を加える改正は、先ほどの第44条の保育所型事業所内保育事業所の職員の改正と同様の改正でございます。

タブレット資料15分の14ページにかけて、第48条は、準用規定についての条文整理による改正でございます。「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるもの」を削ります。

附則第3条は、連携施設に関する経過措置について定めておりますが、満3歳未満の乳幼児を対象とする家庭的保育事業所等に係る内容なので、満3歳以上限定小規模保育事業者を除く旨を加えるものでございます。

タブレット資料15分の15ページにかけて記載のある附則第6条及び附則第9条は、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例について定めております。附則第6条は、特例の対象となる家庭的保育事業等から満3歳以上限定小規模保育事業を除く旨を加えるものでございます。

附則第9条は、附則第7条及び附則第8条による職員配置の規定を適用するときに置かなければならない保育士について、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を加え、第29条第4項と第44条第4項の規定による保育士とみなされる者を除く旨を加える改正と、保育士の数に係る条文整理を図るものでございます。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行することとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、1点お伺いします。今回の条例改正の中ですけど、特定の理学療法士や看護師を1人に限って保育士としてみなすことができるということなんですけど、これに関して町の見解というのを、保育環境がどう変わっていくのか、それについての見解をお聞きします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 今回の改正において、理学療法士とか専門的な知識や経験をお持ちの方が保育に加わるということは、今現在、発達が気になるお子様も多くなっておりまして、医療的ケア児の受入れもということになっておりますので、そういった方が保育に加わることで保育の質が上がるもの

と思っております。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 発達障害というのか、そういう方の対応もできるということなんですけど、ちょっと説明の中でありましたけど、理学療法士とか看護師さんが保育に関わる場合、今現在いる保育士さんのやっぱり支援を受けなきゃいけないということになると思うんです、説明ありましたけど。それについて現職の保育士さんの仕事のやっぱり負担が増えるんじゃないかと思いますけど、その辺についての見解をお願いします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 専門的な知識や経験はお持ちであっても、保育に関わる場所では初めてという方もいらっしゃると思うので、やはり今現在いらっしゃる保育士の支援がないとなかなか進まないかなと思うところはあります。ただ、保育士についても、在園児童を受け入れられるだけの保育士は確保しておりますし、そのほかにも、施設によってはそれ以上の保育士がいらっしゃる、フリーの保育士の方もいられるので、もしそういう方が入ったとしても対応はできると考えてはおります。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。ということは、本来なら保育士の方がいろんな理学療法士とか、専門の知識もまた新たに別に知識を得るのが一番本当はいいのかなと思うんですけど、今回のところでは、1人に限って保育士としてみなすことができるということなんですけど、これに関して、これから先、これが始まった場合、その事業所では、保育施設では、保育士を増やしていくという方向でよろしいでしょうか。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 なかなかこういった理学療法士だとか資格を持っている方のほかにも、実際そういった仕事をされていた経験年数もかなり多くあるというところで、要件としてはかなりこういう方がなかなかいらっしゃるかなと思うところが実際ございます。そういう方が入ることによって、障害児保育に関する研修計画をつくったりとか、そういったところの園内の、施設内の研修を行うというところにもなってくるので、そういう方の雇用ができたとして、保育士とみなすかみなさないかについては施設で判断をするところになるかとは思いますが、そういう方が保育士とみなさなくても入ることによって、そういった研修を行うとかということで、今いらっしゃる保育士の質とか知識を増やすというところにはつながるかなと思っております。

なので、もし雇用して保育士とみなす場合については、今いらっしゃる保育士で対応していただくことになるかと。各施設のほうにご説明はしているんですけども、もしそういった方の雇用を考えるとときには、まずちょっと町のほうにご相談をしてほしいというお話をしております。実際、保育士としてみなせるかどうかについては、要件がかなり厳しくなっておりますので、その都度相談をということをお願いしております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山上委員。

【山上委員】　　ちょっと今の質疑に関してなんですけども、保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができるというところが、単純に看護師等ということに変わっただけであって、保健師または看護師を1人の保育士とみなすのは従前からそういった形ですね。今回それが変わるということじゃないですね。そこをちょっとはっきりしないと、先ほどの質問に対して答えがおかしくなっちゃうので。

【黒沢委員長】　　山上委員、質疑に対してのというのはちょっとあれなので、単純にご自身の質疑を執行部にやっていただければと思います。

徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】　　今回の改正については、看護師については従前今までどおりやっていたところは変わりはないんですけど、新たに加わったところとして、理学療法士だとか作業療法士だとか、そういった資格を持っている方が新たに保育士とみなすことができるようになったという改正でございます。失礼いたしました。

【黒沢委員長】　　他に質疑はございますか。

太田委員。

【太田委員】　　すごく寒川町においても発達的气になるお子さんが増えてきている中で、例えばこういう理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の方を保育士とみなして保育所を設置した場合、例えば発達的气になるお子さんを特化しての保育所という扱いにはなるのかどうかということと、あと、寒川町においてはひまわり教室がありますけれども、その辺との違いというか、もし設置した場合は違いとかあるのかどうか、ちょっとその辺だけお聞かせいただけますでしょうか。

【黒沢委員長】　　徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】　　今回の新たに加わったみなしとなる保育士についてなんですけど、保育園を希望される方で発達が気になる方とか医療的ケア児の方が多く増えているというところで、施設の中でもそのお子さんをどういうふうに保育をしたらいいのかとか、今後どういうふうに成長につなげるような保育をしたらいいのかと迷うようなところがあるというふうに聞いております。そのところでこういう方が入ることによって、専門的な知識や経験によって、こうしたほうがいいよとか、そういったアドバイスのところもできるというところもありますし、全体的な研修というところからすると、そこに携わっている保育士の方全員が、発達が気になるお子さんについてこういうような考え方で保育をしていこうというような考え方で保育に当たるというところでは、いい方向に質が上がるというところにつながると思っております。

　　ちょっとひまわり教室さんとかの療育とかとはまた違ったところで、保育、そういったお子さんが受入れを積極的に園のほうでもできるようにというところにつながればと思っております。

【黒沢委員長】　　太田委員。

【太田委員】　　分かりました。特に特化ということではなくて、今ある既存のところにそういった方々が配置することによって、質の向上とかが図られていくという趣旨なのかなというふうに理解をいたしました。

　　ぜひ寒川町においても、なかなか3歳以上が無償化になってから、発達的气になるお子さんがなかなか

か普通の保育所、普通のというか保育所に移行ができないというご相談も私結構受けていたので、そういった方々が、今課長からはなかなか条件が厳しいというお話もありましたけれども、そういう方が入っていただくことで、保育所自体の質の向上、また、子どもの育成に関わっていただける、そういう仕組みができるんだなということで理解をさせていただきました。ありがとうございます。

【黒沢委員長】 お答えはよろしいですかね。

他に質疑はございますか。

じゃあ、最後に青木副委員長。

【青木副委員長】 ちょっと確認という形なんですけど、今、先ほど言っていた看護師、さらに療法士などの専門職がみなしの保育士ということになるということなんですけども、専門職はやはり保育士の代わりではなく、保育を支える追加的な専門性というような見解なのかなというふうに今思ったんですけど、その認識が合っているかどうかという確認なんですけど、どうですかね。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 先ほども申し上げたんですけども、保育については初めてという方が多くあると思いますので、補助まではいかないまでも、みなしとして人数のカウントはできるんですが、主は既にいらっしゃる保育士の方が担任、主になって、そこを補佐するではないですけども、そういった立場になるのかなというふうには考えております。

【黒沢委員長】 青木副委員長。

【青木副委員長】 そうすると、基本的には補助的ではないんですけども、みなしの保育士さんなんですけど、基本的には専門的な知見から対応するというような流れということですかね。それで、あと一つ、この専門職のみなし保育士を1人限定で配置をするという、今の現状でニーズというのがあるかどうかというののもちょっと気になる場所なんですけど、どうでしょうか。

【徳江保育幼稚園課長】 ニーズというところかというと、各施設もこういった方がいられば、いろいろ専門的な知識とかを活用しながら、発達が気になるお子さんの保育を進めていけるとは思うんですけども、ちょっとなかなかそういう方がいらっしゃるかなというところかというと、求めてはいても雇用、実際そういった方の雇用のお話はあったんですけども、まだ実際雇用はできていないという状況がありますので、なかなか難しいかなとは考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 それでは、以上をもって質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の文教福祉常任委員会に付託されました議案につきましては、質疑まで終結をいたしましたところでございますが、この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩は取りますか。

山田委員。

【山田委員】 15分ぐらいください。

【黒沢委員長】 それでは、15分休憩を取りますので、再開は10時15分とさせていただきます。それ

では、暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。初めに、議案第39号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。初めに、反対討論のある方。
山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第39号 寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今回の条例ですけど、児童福祉法が一部改正したことによる条文の整理が主なものですけど、これまで3歳未満だった小規模保育事業所に5歳まで預けることができるようになります。

【黒沢委員長】 それは違うな。山田委員、委員会の中でそういうお答えではなかったと思いますけども、あくまでも今回はこれまでの小規模保育で5歳まで受け入れられるようになるということではなく、新たに3歳から5歳までに限定した保育所を新たに設置することが我が町でも可能になるという内容だったかと思いますので、今の内容はちょっと違うかなとは思いますが。あくまでも現在、町の中にある小規模保育事業所については現行のまま、加えて、今後もし民間の方とかが入ってくる可能性があれば、3歳から5歳まで限定で小規模保育ができるようになるという内容だったかと思いますが。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩前の山田委員の内容について、山田委員、どうぞ。

山田委員。

【山田委員】 討論の発言ですけど、取り下げいたします。

【黒沢委員長】 それでは、他に討論はございますでしょうか。次に、賛成討論のある方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手多数でございます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 議案第40号ですけど、寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

今回の条例改正ですけど、特定理学療法士や看護師等が1人に限り保育士としてみなすことができるということですけど、これに関しては児童虐待防止なんかに関してということですけど、保育は保育で

専門の職員、保育士が行うべきだと思います。そういうところからの反対といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はございますでしょうか。賛成討論のある方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論のある方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続いて、付託陳情の審査に入りたいと思いますけれども、このまま入ってよろしいでしょうか。

それでは、陳情第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情を議題といたします。まず、この陳情について事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 陳情第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情。

令和8年5月27日。寒川町議会議長岸本 優様。神奈川県横浜市旭区四季美台55-6 学校教育の中立性と透明性を守る神奈川県民の会代表出井健三郎、小林久人。東京都文京区大塚5丁目1-17護国寺ロイヤルハイツ1階。共同提出者前参議院議員浜田 聡。

陳情の要旨。

①公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、

活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

陳情の理由。

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、または反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた生徒の御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、神奈川県教職員組合（神教組）をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。教職員系団体及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適

正性、安全性を確保するため、上記のとおり陳情いたします。

以上です。

【黒沢委員長】 ただいま朗読が終わりました。これよりは陳情の審査に入っていくわけですが、審査の進め方について、委員の皆さんから何かご意見はございますでしょうか。

今回の陳情の内容を見ると、議会側がしっかりと今の教育委員会に対して確認を行ってくださいという内容だったと受け取れる内容かなと思いますので、こうして委員会で議論していること自体がその1つに当たっているのかなというふうにも捉えることができるかなと思いますけれども、それぞれ1枚目の①、②、③、④の対応について、教育委員会からお話を聞きましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、教育委員会をお呼びしますので、それまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま教育委員会、学校教育課長はじめ入っていただきましたので、今、陳情審査に当たって、修学旅行や校外学習における町の考え方、また対応についてちょっと確認したいことがありましたので、ご足労いただきまして大変にありがとうございます。

陳情内容、もう読んでいただいているかと思いますので、改めて①、②、③、④について、それぞれ現状どのような対応を取られているのか、まずはお聞かせをいただいて、その後ちょっと若干質疑等も受けていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず町の対応についてお話ししていただけますでしょうか。

上村学校教育課長。

【上村学校教育課長】 それでは、公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情のお答えをさせていただきます。

まず、陳情の要旨①ですが、公立中学校における平和教育の政治的中立性につきましては、これまでも特定の政党、候補者、思想を一方的に支持、宣伝することなく、生徒が事実に基づき、多面的、多角的に捉え、自ら判断する力を育むことができるような学習を行ってきております。これからも主体的かつ公正に判断できる平和教育の推進を図ってまいりたいと思います。

陳情②になりますが、保護者への説明責任といたしましては、各小・中学校において保護者説明会を開催し、修学旅行等の行程や活動内容、安全管理体制、緊急時の対応等の周知を行っております。引き続き、引率体制の確認、安全管理体制の徹底等を学校に指導してまいりたいと思います。

陳情の③になります。過去3年分の計画書、実施要項、実施報告書につきましては、再度また確認したいと思いますが、現在のところ、政治的中立性や安全管理上の懸念が残るような教育活動につきましてはありませんでした。

陳情の④になりますが、懸念が残るような事例等についてはありませんでしたが、引き続き、保護者への説明を行っていくとともに、安全管理体制の徹底、政治的中立性に配慮した平和学習及び校外学習を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

【黒沢委員長】　ただいま学校教育課長のほうから、町の対応、また見解についてお話をさせていただきましたが、今の内容について何か確認したいこと等はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】　特にない。ただ、③のところ、これは議会に対してこう陳情されているわけですが、計画書、実施要項、実施報告書、今、教育委員会の中ではしっかりと確認をした中で問題ありませんでしたよとお話がありましたけど、これ、我々も確認する必要がありますかね。

（「したほうがいい」の声あり）

【黒沢委員長】　したほうがいい。そうしたら、このそれぞれの書類について提出することは可能でしょうか。

上村学校教育課長。

【上村学校教育課長】　では、過去3年分のデータはございますので、少々お時間いただけますと提出することができると思いますので、よろしくお願いします。

【黒沢委員長】　どのぐらい、15分とか。

【上村学校教育課長】　15分ぐらい許していただけますと。

【黒沢委員長】　15分ぐらいで用意していただけるということなので、再開を11時にしたいと思いますので、11時まで暫時休憩といたします。ご苦労さまでした。

【黒沢委員長】　それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩前に陳情の①から④について、町の対応、また見解についてお伺いしたところでございます。今、修学旅行の計画書、実施要項、それから実施報告書、資料をアップしていただきましたので、これをちょっと確認する時間を取りたいと思いますので、10分程度で皆さん確認をしていただけますでしょうか。10分後にまた再開をして、もし確認したいこと等があれば質問していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】　それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま、委員の皆様は教育委員会から提出がありました計画書、実施要項、実施報告書等を確認していただいたかと思いますが、この中で何か確認したいことがあれば、質疑等を行っていただければと思いますけども、何かございますでしょうか。

特によろしいですか。しっかりと取り組んでいるということが確認できたということによろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】　それでは、皆さん、ないようですので、青木副委員長。

【青木副委員長】　確認させていただきまして、全くこの陳情に対して何もやましいって言い方じゃないけど、問題がないというところを確認しました。

ただ1つ、ちょっとお聞きしたいのが、旭が丘中学校の実施要項で、まさに平和のことについて、広

島に行っているというのを確認させていただいたんですけど、その点についての、平和に対しての指導というのをどういうふうに教育委員会としてはやられたのかということで、そこはこの陳情に対して問題がないということをお願いいただければというふうに思うんですけども。すみません、お願いします。

【黒沢委員長】 上村学校教育課長。

【上村学校教育課長】 それでは、旭が丘中学校のタブレット資料の25分の3ページ目をご覧くださいませでしょうか。

25分の3ページ目のところで、事前学習のところがございます。そちらにつきまして、平和学習としましては、まず、広島に行く前には原爆ドームの歴史、また、原子爆弾とは、平和記念資料館の見どころ等を学習しております。こちらに関しましては、本当に事実を述べて、あとは子どもたちが実際に見て感じるというようなところの事前学習になっておりますので、そちらのほうを行いまして、事実を基にした事前学習を行って、実際に修学旅行に行っているという状況でございます。

以上になります。

【黒沢委員長】 では、よろしいでしょうか。

では、暫時休憩といたします。大変にご苦勞さまでした。また、ありがとうございました。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上で、6月会議で本委員会に付託されました陳情につきましては、質疑まで終結したものといたします。この後、討論、採決に入っていきますけれども、討論のための準備時間は必要でしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 このまま討論、採決に移らせていただきます。

それでは、これより討論に入ります。陳情第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について討論はありませんか。初めに、反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 今回のこの陳情ですけど、今回教育基本法14条が禁じているのは特定の政党を支持、または反対するための政治教育や政治活動であり、学校での政治的教育を行うのは大切で必要なことだと思います。また、校外学習の管理に関しては、先ほども説明がありましたけど、しっかりやっているということでありました。

あと、これに関して、教育基本法としては、1条では教育の目的、また、平和で民主的な国家及び社会の形成者として規定を掲げるということで、学校で工夫をして行われている平和学習や社会の現実問題の学習を萎縮させる懸念から、本陳情には反対といたします。

【黒沢委員長】 続いて、賛成討論のある方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論のある方。

横手委員。

【横手委員】 反対の立場から討論させていただきます。寒川町においては、今回陳情になった内容

については全部行われていて、しっかりとやっているということが分かったので、これは申し訳ないんですけれども、これに賛成するわけにはいかないというのが本音でございますが、ただこれは恐らく、とはいえ、警鐘を鳴らしてもらったのかなというふうには思っております。

したがって、平和教育においてはやはり政治的中立性をしっかりと保っていくこと、また、保護者に対しても事前の説明責任をしっかりと果たしていくこと、これだけはしっかりと守りながら、今後もこのような修学旅行等における平和学習等が続けていただければと思います。大変申し訳ないんですが、非常に言っていることはよく分かるんですけれども、反対とさせていただきます。

【黒沢委員長】 他に討論はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手なしでございます。よって、陳情第3号は不採択といたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもって、文教福祉常任委員会を終了いたします。

大変にご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

午前11時12分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 8月 25日

委員長 黒沢 善行